

### 【認知症専門医療機関紹介加算 100点】

【B009 診療情報提供料(1)250点】に対する加算100点

保険医療機関が認知症の疑いのある患者について専門医療機関での**鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て**、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、**所定点数に100点**を加算する。

### 【B005-7-2 認知症療養指導料 350点】

当該医療機関の紹介により、他の保険医療機関において**認知症の鑑別診断を受け**、区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料1を算定したものであって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画書に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該他の保健医療機関に該当患者に係る診療情報を文章により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め**6月に限り、月1回を限定として算定する**。

※認知症療養指導料は、保健医療機関が**認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者に対して**、認知症療養計画のに基づき、症状の定期的な評価(認知機能(MMSE、HDS-R等)生活機能(ADL、IADL等)行動・心理症状(NPI、DBD等)家族または介護者等による介護の状況(介護負担の評価)の**定期的な評価等を行い、診療録にその要点を記載し、療養指導を行う**。

### 【認知症専門医療機関連携加算 50点】

【B009 診療情報提供料(1)250点】

保険医療機関が、B005-7に掲げる認知症専門診断管理料を算定する専門医療機関において既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文章を添えて当該患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関連携加算として、**所定点数に50点加算する**。

### 【B005-7 認知症専門診断管理料1 700点】

認知症専門診断管理料1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって、入院中の患者以外のもの又は該他の保健医療期間の療養病棟に入院している患者に対して、患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行ったうえで療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については**認知症療養計画書を作成し**、これらを患者に説明し、文章により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る**診療情報を文章により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する**。

### 【B005-7 認知症専門診断管理料2 300点】

認知症専門診断管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの(入院中の患者以外の患者または当該他の保健医療機関の療養病棟に入院している患者に限る)に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療を行ったうえで今後の療養計画等を患者に説明し、文章により提供するとともに、当該他の保健医療機関該当患者に係る診療情報を文章により提供した場合に、**3月に1回に限り所定点数を算定する**。